表二十六阪神家政高等専修学校被服高等課程ファッション科の項中「平成十四年四月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

阪神家政高等専修学校ファッション科高等課程ファッション科	平成二十七年四月一日（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表二十六阪神家政高等専修学校福祉高等課程福祉科の項中「平成十一年三月一日」の下に「（平成二十七年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

阪神家政高等専修学校福祉科高等課程福祉科	平成二十七年四月一日（平成二十八年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）

表二十七育成調理師専門学校調理師高等課程調理師科の項の次に次のように加える。

大岡学園高等専修学校商業高等課程総合実践学科	平成二十六年四月一日

表二十七大岡学園高等専修学校商業高等課程ビジネスホスピタリティ学科の項中「平成二十一年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

表三十三広島舟入商業高等専修学校商業実務高等課程計理科の項中「平成十年四月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表広島舟入商業高等専修学校商業実務高等課程商業デザイン科の項中「平成十一年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

広島舟入商業高等専修学校商業実務高等課程ビジネス科	平成二十六年四月一日

表四十六専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程グラフィックデザイン科の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専修学校インターナショナルデザインアカデミー文化教養高等課程ファッションデザイン科の項中「平成二十二年三月一日」の下に「（平成二十六年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加える。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○農林水産省告示第三百八十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県大町市八坂字清心坂一〇二〇一の三（国有林）、一〇二〇一の一、一〇二〇一の四、一〇二〇一の口、一〇二〇二、字向山一〇二〇三、字水神釜上一〇二〇四の三・一〇二〇四の四（以上二筆国有林）、一〇二〇四の一、一〇二〇四の五、字横まく一〇二〇八のイ、一〇二〇九のイ、一〇二一〇、字向ヒ一〇二〇八の口、字下林一〇二六一の三（国有林）、一〇二六一の一、字矢ノ川一〇二六五の一、字大山一二八八三の二から一二八八三の五まで（以上四筆国有林）、一二八八三の一、字木立二〇六五八の一から二〇六五九の四まで、二〇六六一の一から二〇六六一の四まで、二〇六六三の一、二〇六六五の一、二〇六六六、二〇六七一、字木立口元ト二〇六七二の一、二〇六七三の一、二〇六七四、字さわらだち二〇六八一の一から二〇六八一の三まで、二〇六八二の一から二〇六八三の三まで、二〇六八三の一から二〇六八四の一から二〇六八四の三まで、二〇六八五、二〇六九一の一から二〇六九一の三まで、二〇六九二、字牛房畑二〇六九七の三・二〇六九八の三・二〇六九八の四（以上三筆国有林）、二〇六九七の一、二〇六九七の四、二〇六九八の一、二〇六九八の五、二〇六九八の六

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向山一〇二〇三、字横まく一〇二〇八のイ、一〇二〇九のイ、一〇二〇九の口、一〇二一〇、字向ヒ一〇二〇八の口、字下林一〇二六一の三（国有林）、一〇二六一の一、字矢ノ川一〇二六五の二（国有林）、一〇二六五の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び大町市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県木曽郡木祖村大字小木曽二四一六の六、二五四四、二五四八の一一、三〇二六の一、三〇二六の三、三一二三の一、三一二三の二、三一二三の八、三一二三の一三、三一二三の一四

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び木祖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

長野県諏訪郡下諏訪町字砥沢山三一二二の九から三一二二の一九まで、三一二二の二一から三一二二の二五まで、三一二二の三〇から三一二二の三二まで

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長野県庁及び下諏訪町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年二月二十三日

農林水産大臣　西川　公也